



令和4年3月29日
道路局道路交通管理課

限度超過車両の新たな通行確認制度の運用が始まります！ ～4月1日から、「特殊車両通行確認制度」が運用開始～

改正後の道路法により、寸法、重量等に係る一定の限度を超える車両（限度超過車両）を通行させようとする者が、あらかじめ国の登録を受けた車両について、通行が可能な経路をオンラインで即時に確認し、通行できる制度が新たに創設されました。

いよいよ4月1日から、この限度超過車両の新たな通行確認制度（特殊車両通行確認制度）の運用が始まります。

1. 運用開始日時

令和4年4月1日（金）9時から

2. 特殊車両の通行確認システムURL

<https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

（ただし、システムメンテナンスに伴う時間帯は利用不可）

3. 申請や操作方法に関する問い合わせ先

（一財）道路新産業開発機構 特車登録センター

住所：〒112-0014 東京都文京区関口 1-23-6 プラザ江戸川橋ビル 2 階

電話：0120-161-948（年末年始・土日祝を除く平日 9:00～17:30）

Mail：hido-tks-info@tks.hido.or.jp

H P：<https://www.tks.hido.or.jp>

※運用開始直後は、アクセスの集中や回線の混雑などによって、システムや電話に接続しにくくなる場合があります。このような場合には、しばらく経ってから再度ご利用願います。

【問い合わせ先】

国土交通省道路局道路交通管理課車両通行対策室 田中、伊藤

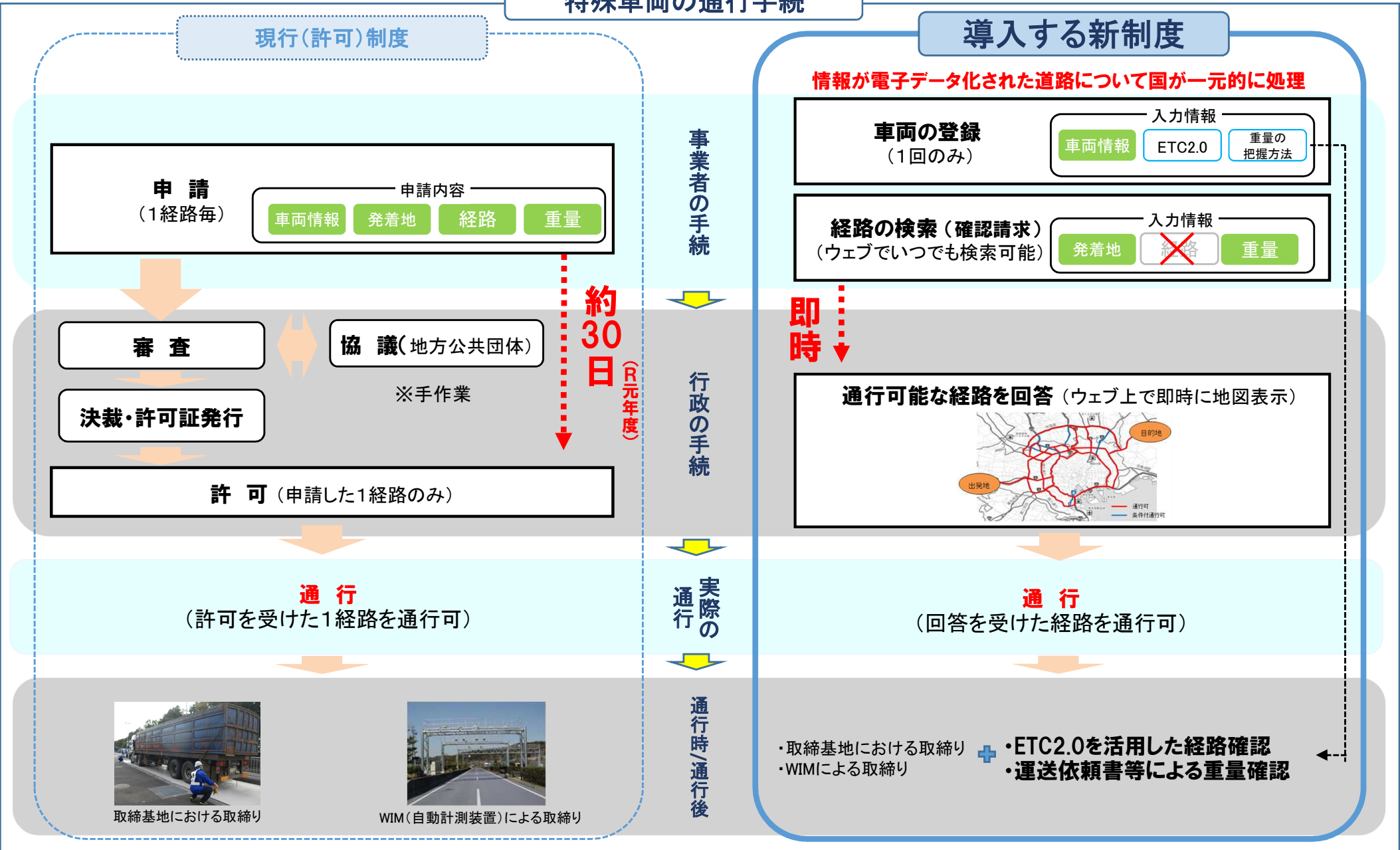
電話：03-5253-8111（内線 37436） 直通：03-5253-8483 FAX：03-5253-1617

物流生産性の向上のための特殊車両の新たな通行制度の創設について

デジタル化の推進による新たな特殊車両通行制度の導入

道路法等の一部を改正する法律(令和2年法律第31号)により創設
(公布:令和2年5月27日 施行:令和4年4月1日)

特殊車両の通行手続



新たな確認制度の手数料について

登録の手数料

申請1件(1台)につき 5,000円 (5年間有効)

確認の手数料

確認1件につき 600円

※2地点間の主経路及び代替経路(渡り線含む)(双方向)を同時に確認。

○申請者の多様なニーズに対応するため、検索範囲を限定した確認方法にも対応

【検索範囲を都道府県内に限定して確認する場合】

確認1件につき 400円 (1都道府県あたり)

※都道府県内の主要道路すべてを一括して検索・確認。(主要道路＝重要物流道路・大型車誘導区間)

※接続する都道府県を同時に確認する場合、5県目からは300円/県、15県目からは200円/県)

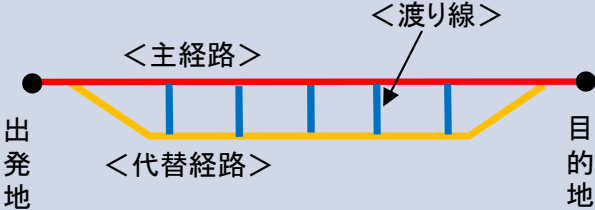
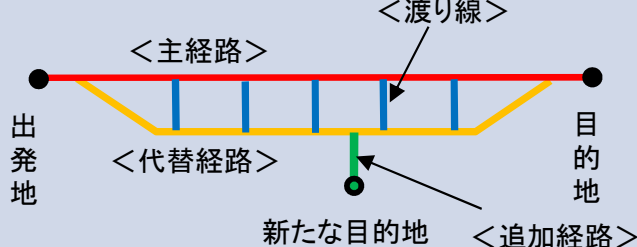
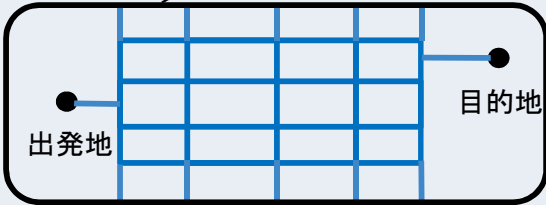
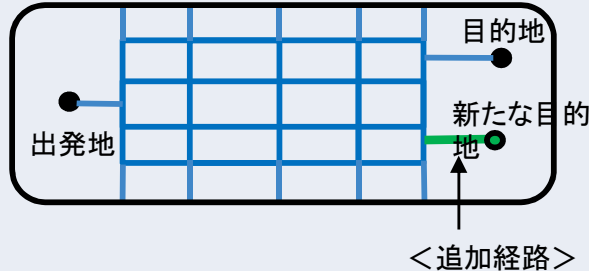
【一度確認した経路に追加して経路を確認する場合】 (※目的地や経由地の追加等を想定)

確認1件につき 100円 (経路延長10kmまで)

※延長が10kmを超える場合は、10kmごとに100円

通行可能経路の確認方法について

通行可能経路の確認方法は、①経路検索 と ②マップ検索(都道府県単位) があり、利用者の通行形態に応じて選択可能。
さらに、一度確認した通行可能経路に追加して、経路を確認することも可能。

確認方法	内 容	基本的な検索	追加的な検索(手数料は別途)
経路検索 ※	○ 出発地から目的地までの <u>主経路</u> と <u>代替経路</u> (それぞれ双方向)を確認 ○ 主経路・代替経路をつなぐ <u>渡り線</u>(双方向)もあわせて確認	 出発地 目的地 <主経路> <代替経路> <渡り線>	 出発地 目的地 <主経路> <代替経路> <渡り線> 新たな目的地 <追加経路>
マップ検索 ※ (都道府県単位)	○ 出発地、目的地を含む <u>都道府県内の道路網</u>を確認	 出発地 目的地 <一の都道府県の区域>	 出発地 目的地 新たな目的地 <追加経路> <一の都道府県の区域>

※ いずれも一年間有効とし、中間部分(ラストマイル以外)は、主要道路(重要物流道路・大型車誘導区間)を確認

特殊車両通行制度の比較

新たな確認制度は、現行許可制度と比較して、使い勝手が良い（早い、簡単、便利）手続き となっている。
現行許可制度 1経路 200円 ⇒ 新たな確認制度 1件（主経路・代替路・渡り線） 600円

現行許可制度

- 審査に時間がかかる
[申請から許可まで約30日※]
- 申請手続きが煩雑
[申請者が経路を細かく指定]
[申請の都度、車両諸元を入力]
- 許可経路が固定的
[1経路(片方向)ごとに許可]



- すべての道路、すべての車両に対応

許可の手数料
1経路につき 200円
(道路管理者が複数にまたがる場合)

※令和元年度実績

新たな確認制度

- 早い
[オンラインシステムで即時に確認]
- 簡単
[システムが自動的に経路を検索]
[車両登録は初めの一回だけ]
- 便利
[複数経路(双方向)を一度に確認]



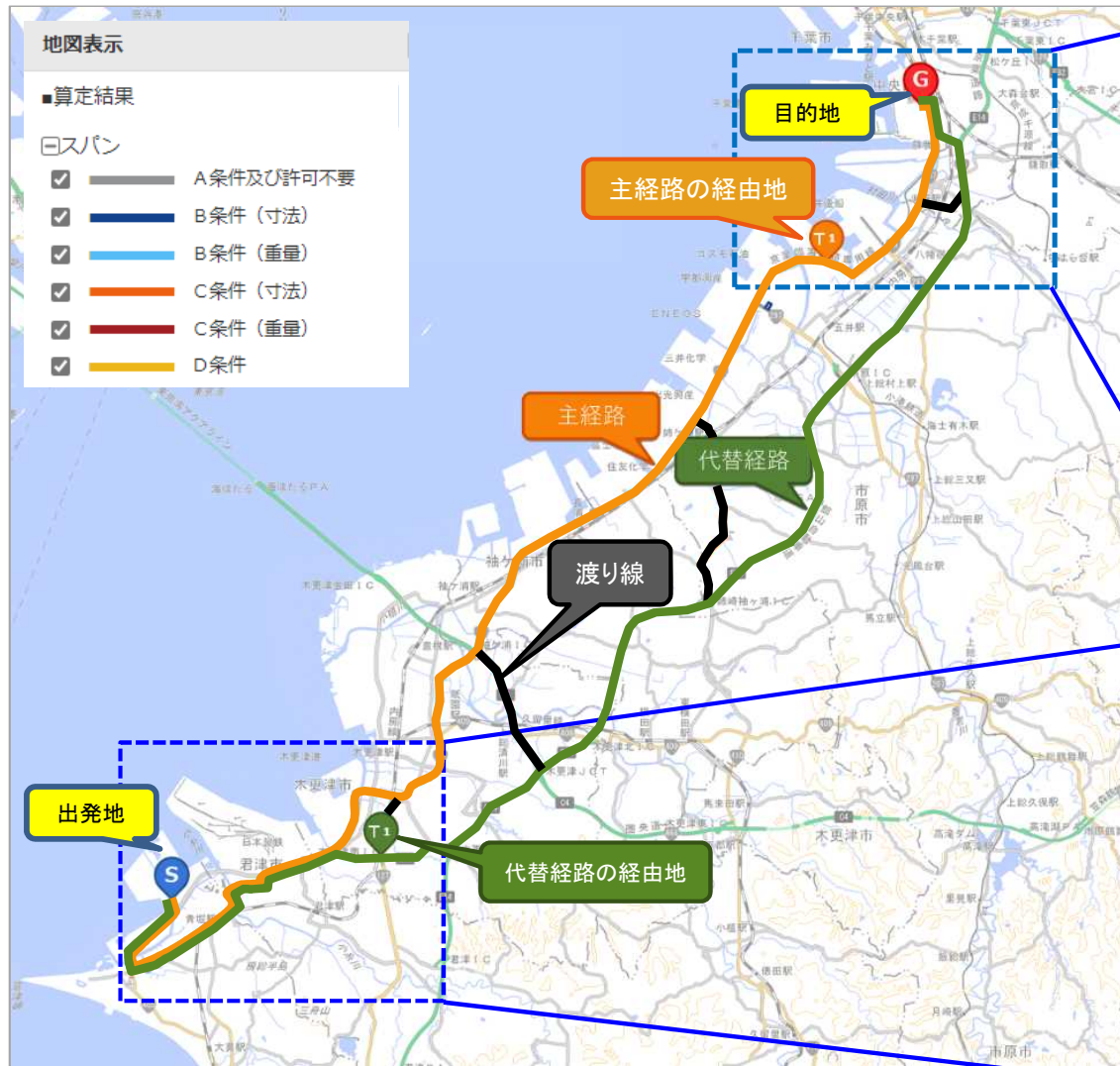
※道路事情に応じて柔軟な経路選択を可能に

- 情報が電子データ化された道路、登録
基準値内の重量・寸法の車両に対応

確認の手数料
1確認につき 600円
(基本検索の場合。別途、登録手数料が必要)

検索後の通行可能経路の例(2地点双方向2経路検索)

経路全体



拡大図(終点周辺)



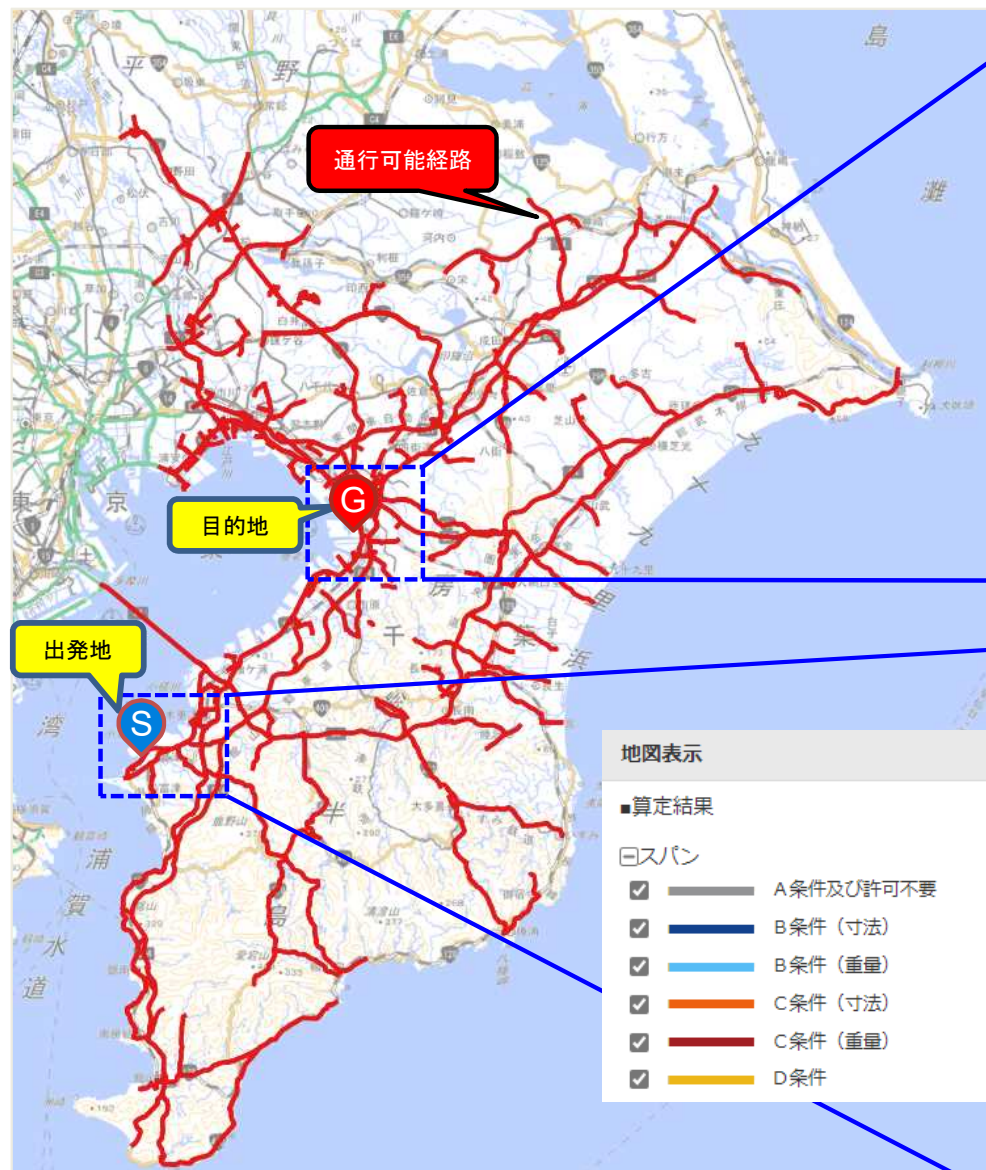
拡大図(起点周辺)



※主経路、代替経路及び渡り線については、実際には通行条件に応じた色で表示されます

検索後の通行可能経路の例(都道府県検索)

経路全体(都道府県検索)



拡大図(終点周辺)



拡大図(起点周辺)



※通行可能経路については、実際には通行条件に応じた色で表示されます